

## 公立大学法人大分県立看護科学大学研究謝金・謝礼規程

平成18年5月10日

規程第 85 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の教員が、学外研究支援者（研究者、講師等）又は研究の協力者（研究対象者等）に対して、研究謝金又は謝礼（以下「謝金等」という。）を支出することに関し必要な事項を定め、本学における研究の円滑な遂行に資することを目的とする。

(謝金等の額について)

第2条 学外研究支援者を本学に招聘した場合で理事長が必要と判断したときには、謝金等を支出することができる。

- 2 学外研究支援者の謝金等の額は、別表のとおりとする。
- 3 調査研究において質問等に答えるなどの協力者に対して理事長が必要と判断したときには、謝金等を支出することができる。この場合の謝金等の額は、上限を1回500円とする。
- 4 人を対象とした実験研究（質的研究におけるインタビューを含む）における協力者に対して理事長が必要と判断したときには、謝金等を支出することができる。この場合の謝金等の額は、上限を1回1,000円とする。
- 5 第3項及び前項における謝金等は、相当額の物品（謝品）に代えることができる。

別表 学外研究支援者の謝金等

用務内容	職 種	1回当りの謝金等の額（円）	適 用
定型的な用務を依頼する場合	研究者	9,300	研究者以上の者又は相当者
	技術者	8,300	専門技術を有する者及び相当者
	研究補助者	6,600	その他
講演、討論等研究の遂行のために専門分野の者を招聘する場合	教授	9,800	教授級以上又は相当者
	助教授	8,800	助教授級以上又は相当者
	講師	7,800	講師級以上又は相当者

附 則

この規程は、平成18年5月10日から施行する。